

# NEWS RELEASE

平成17年6月2日  
国土交通省中部地方整備局

1. 件名 「徳山ダムに係る導水路検討会(第3回)」の開催結果について
2. 概要 本日、国土交通省中部地方整備局及び三県一市は「徳山ダムに係る導水路検討会(第3回)」を開催し、導水規模及びルートの検討について意見交換を行いましたので、議事概要及び会議資料について情報提供いたします。
3. 資料 別添資料のとおり
4. 解禁 指定なし
5. 配布先 中部地方整備局記者クラブ、愛知県政記者クラブ、  
岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、大垣市政記者クラブ
6. 問合せ先 国土交通省中部地方整備局  
河川部河川調査官 小林 稔  
河川部広域水管理官 溝口 正信  
電話 052(953)8146

## 徳山ダムに係る導水路検討会(第3回)の議事概要

国土交通省中部地方整備局及び三県一市は「徳山ダムに係る導水路検討会(第3回)」を開催した。その内容は下記のとおり。

### 記

- (1) 導水規模及び導水ルートのお考え方について、以下のとおり各県市へ整備局から説明した。
  - ・ 導水規模については、近年最大の渇水である平成6年の流況で検討した結果、導水規模 $20\text{m}^3/\text{s}$ の施設があれば、渇水対策として最大毎秒 $20\text{m}^3/\text{s}$ 、都市用水として最大毎秒 $4\text{m}^3/\text{s}$ を導水することが可能であること
  - ・ 異常渇水対策のための導水ルートは、整備局としては木曾川中流部より下流の広範囲にわたって生態系の保全等のための補給が可能となる上流案であることが必要であると考えていること
- (2) 導水規模・ルートともにさらに調査を進め、今後三県一市の意見を踏まえ、資料整理のうえ再度意見交換することとした。

日時：平成17年6月2日 10:00～12:00  
会場：桜華会館本館2F 蘭の間

## 徳山ダムに係る導水路検討会（第3回）

### 議 事 次 第

開会挨拶      中部地方整備局 河川部 小林河川調査官

#### 議事

- 1．導水規模及びルートの検討について
- 2．その他

以 上

# 「徳山ダムに係る導水路検討会（第3回）」

## 出席者名簿

日時：平成17年6月2日(木) 10:00～12:00

場所：桜華会館本館2F 蘭の間

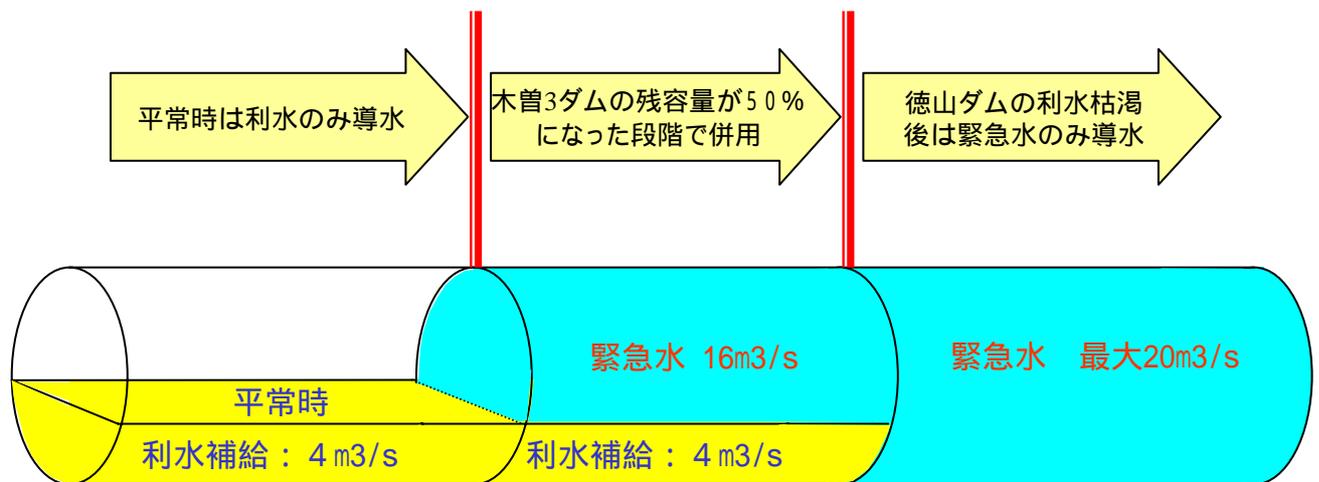
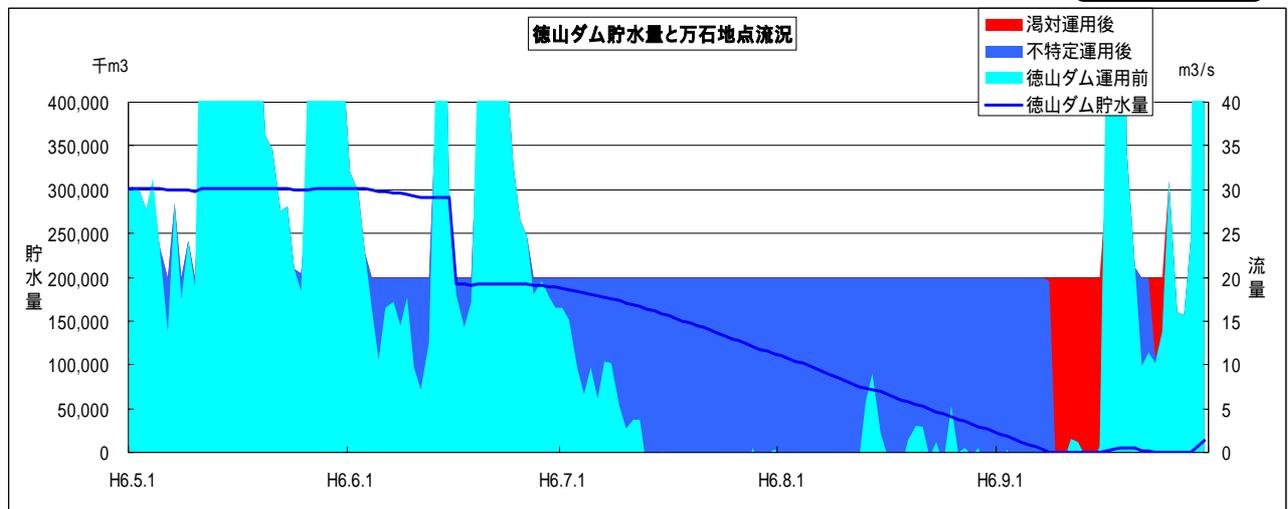
### 委員

| 機 関 名   | 部 局 名        | 役 職     | 出 席 者    |       |
|---------|--------------|---------|----------|-------|
|         |              |         | 役 職      | 氏 名   |
| 中部地方整備局 | 河川部          | 河川調査官   | 河川調査官    | 小林 稔  |
| 岐阜県     | 基盤整備部建設管理局   | 水資源課長   | 水資源課長    | 岩田 礼一 |
|         |              | 河川課長    | 河川課長     | 小俣 篤  |
| 愛知県     | 企画振興部        | 土地水資源課長 | 土地水資源課主幹 | 飯田 眞  |
|         | 建設部          | 河川課長    | 河川課長     | 海野 修司 |
|         | 企業庁          | 水道計画課長  | 水道計画課主幹  | 杉浦 誠治 |
| 三重県     | 地域振興部        | 資源活用室長  | 水資源特命監   | 松枝 信彦 |
|         | 県土整備部        | 河川室長    | 河川室長     | 花谷 郁生 |
| 名古屋市    | 上下水道局技術本部計画部 | 水資源主幹   | 水資源主幹    | 園部 照雄 |

# 導水規模 (20m<sup>3</sup>/s) の検討 (平成 6 年流況での試算)

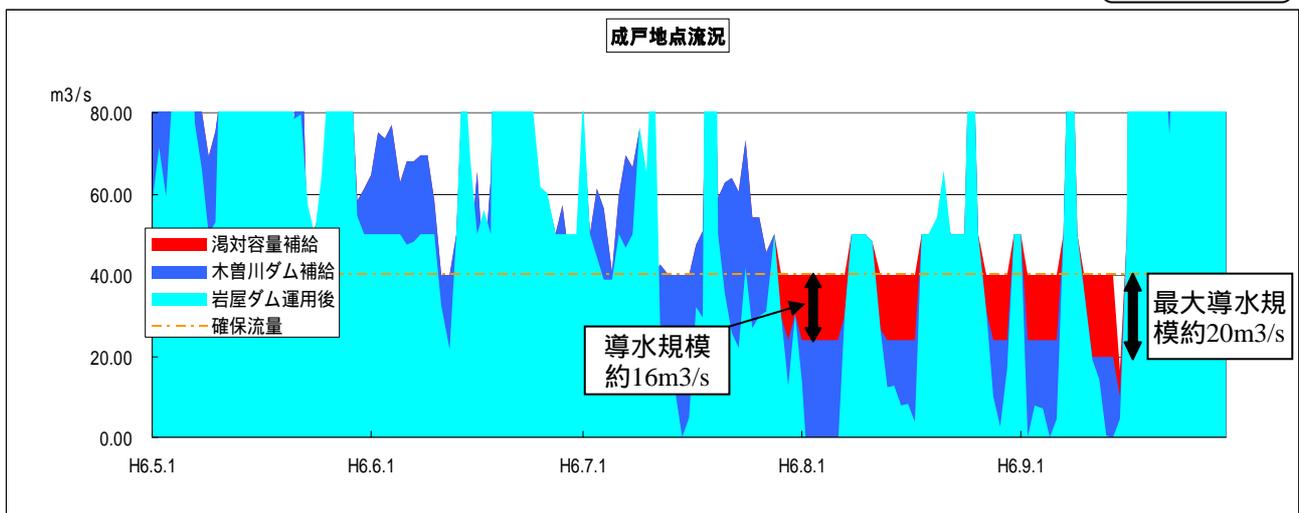
渇水対策補給量 約13,000千m<sup>3</sup>

揖斐川

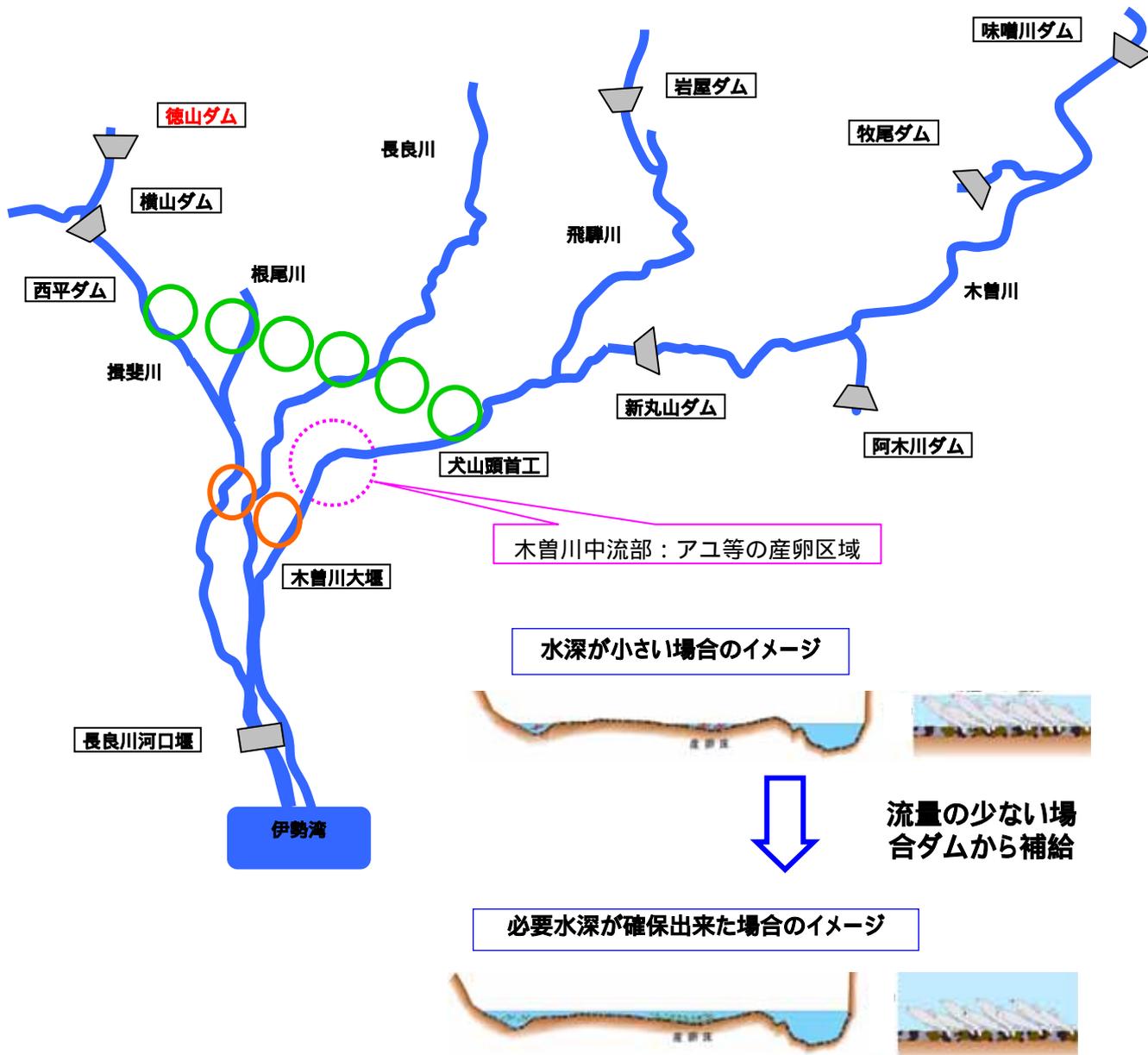


渇水対策補給量 約40,000千m<sup>3</sup>

木曽川



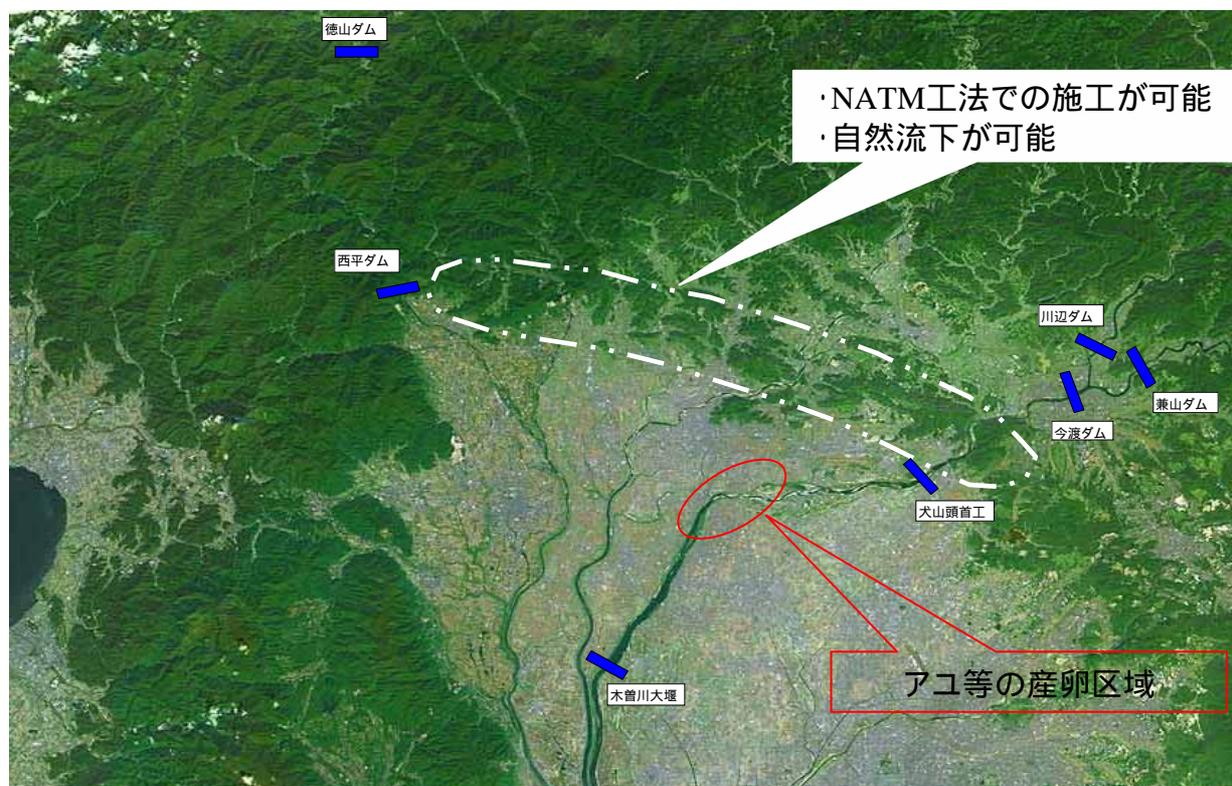
# 導水ルートを検討 (上流案と下流案の比較)



木曽川中流部42～45km付近はアユやウグイ等の産卵区域であり、渇水時には流量が不足し補給が必要となる。  
 このため、異常渇水対策のための導水ルートは、木曽川中流部より下流の広範囲にわたって生態系の保全等のための補給が可能となる上流案であることが必要

利水のための導水ルートは、下流案(単独事業)または上流案(共同事業)の選択となる。

## 導水ルート（上流案）



平野部にかかるとシールド工法となり、事業費が増大する。  
山間部のみを通過するためには、犬山頭首工より上流まで持っていく必要がある。  
自然流下に必要な高低差をとり、導水路延長がなるべく短く、直線に近いルートを選定する。